

申請により私立高校(都認可通信制※)の 授業料の負担が軽減されます!

※ NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、聖パウロ学園高等学校、東海大学付属望星高等学校、目黒日本大学高等学校、立志舎高等学校

授業料負担軽減額は

- ①国の就学支援金
②東京都の授業料軽減助成金
- 合わせて最大で
26万5,000円※1



- ▶ 所得に関わらず、授業料負担軽減を受けることができます
- ▶ ①と②は、**それぞれ別に必ず申請が必要です**
申請がない場合は、助成金を受給できません
- ▶ ①と②の内訳は、申請者の所得により異なります(下図区分)
どの区分に該当するかを判定するため、
全ての申請者について所得の確認があります

世帯年収(目安)の区分	約910万円以上	② 都の授業料軽減助成金 10月申請 265,000円
	約910万円未満 約590万円	① 国の就学支援金 4月・7月申請 118,800円 [単位制:4,812円×履修単位数※2] 10月申請 146,200円
	約590万円未満	4月・7月申請 297,000円 [単位制:12,030円×履修単位数※2]

それぞれ別に
申請が必要



**助成を受けるためには、
毎年度必ず申請が必要です**

- ※1 年収目安590万円未満の世帯は、最大29万7,000円になります。
年収目安590万円以上の世帯は26万5,000円の範囲内、
年収目安590万円未満の世帯は29万7,000円の範囲内において、
実際に負担した授業料額が上限となります
- ※2 1単位当たりの授業料が定められている場合は、
履修単位に応じた支給となります。支給対象単位数の上限は、
年間30単位で、在学中の合計は74単位が上限となります。

- ◆ 授業料以外の教育費(学用品、教材費等)の負担を軽減する奨学給付金制度があります(所得要件あり)
- ◆ 入学時に必要な費用のうち25万円を無利息でお貸しする「入学支度金貸付制度」があります
(制度の有無、貸付額は学校により異なります)

- 令和6年1月時点の報道内容をもとに当協会がまとめたものです。
- 申請手続等の詳細については、4月以降、東京都・(公財)東京都私学財団・各学校からお知らせします。